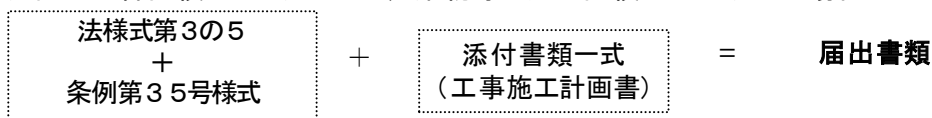


「特定粉じん排出等作業実施届出書」記入の手引き
「石綿飛散防止方法等計画届出書」

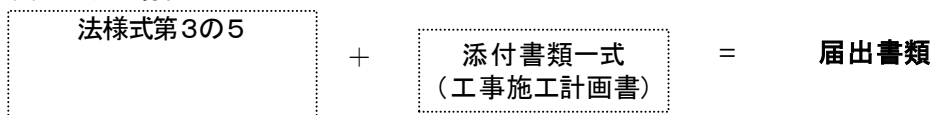
1. 届出書類の構成

届出書は2部作成・提出してください。受理手続き後に1部（副本）を返却します。

(1) 吹付け石綿面積 15 m²以上又は建築物等の延べ面積 500 m²以上の場合



(2) (1)以外の場合



2. 様式の記入（別紙記入例を参照し、作成してください。）

(1) **法様式第3の5**（特定粉じん排出等作業実施届出書、大気汚染防止法第18条の17）

- ・届出者は解体・改修工事等の発注者又は自主施工者です。
- ・様式別紙（特定粉じん排出等作業の方法）は工事作業区画ごとに作成してください。
 （一覧表として添付書類⑩の「特定粉じん排出等作業の方法」として作成することも可）

(2) **条例第35号様式**（石綿飛散防止方法等計画届出書、都環境確保条例第124条第1項）

- ・届出者は解体・改修工事等の発注者又は自主施工者です。

3. 添付書類一式（作業の内容を明確にするため、次の内容を含む作業計画書を添付してください。）

- ① 付近見取図（現場案内図）
- ② 建築物配置図（敷地内の全ての建築物と工事対象となる建築物の配置図）
- ③ 建築物等の概要（建築物の構造、建築年、敷地面積等）
- ④ 除去作業管理組織図（発注者、元請業者、除去後に取り残しが無いこと等を確認する者の氏名^(注)、石綿工事に係る下請負人、石綿濃度測定業者、産廃処理業者等の一覧）

^(注) 除去後に取り残しが無いこと等を確認する者は、次のいずれかの資格が必要です。

建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般建築物石綿含有建材調査者 ・ 特定建築物石綿含有建材調査者 ・ 一戸建て等建築物石綿含有建材調査者（一戸建て等に係る作業に限る。） ・ 石綿作業主任者（当該特定工事に係る者に限る。）
工作物	石綿作業主任者（当該特定工事に係る者に限る。）

- ⑤ 緊急連絡体制
- ⑥ 特定建築材料一覧表
 - ア 特定建築材料一覧表（特定建築材料の種類、石綿含有率、使用箇所、使用面積等）
 - イ 使用箇所の見取図（⑩ア見取図に石綿使用箇所の寸法を追記してもよい。）
 - ウ 石綿使用面積の計算根拠
- ⑦ 石綿含有分析結果の写し（⑥の根拠となる資料）
 - ※ 分析をせずに石綿ありとみなした場合は、その旨を記載
- ⑧ 工程表（資材搬入-掲示板設置-足場設置-隔離養生-除去作業-測定-養生解除-清掃-産廃排出までの一覧）
- ⑨ 除去等作業の方法
 - ア 除去等作業の手順フロー図（届出工事で行う作業手順を記入）
 - イ 石綿の排出抑制・飛散防止の方法、除去工法等

ウ 集じん・排気装置の稼働状況の確認方法

エ 作業場・前室の負圧確認方法

⑩ 作業区画の説明図

ア 作業区画の見取図（作業区画の寸法、除去等箇所）

イ 隔離・養生箇所、前室（セキュリティゾーン）・集じん排気装置・排気口の位置等を色分け表示

⑪ 特定粉じん排出等作業の方法（法様式第3の5別紙内容の一覧表として作成してよい）

ア 使用する集じん・排気装置の機種・型式・能力、設置数、換気計算結果（作業区画ごと）

イ 使用するフィルタの種類と集じん効率、フィルタの交換頻度

ウ 使用する資材の種類、その他の特定粉じんの排出又は飛散抑制の方法

⑫ 掲示の方法

ア 掲示板の表示位置（②建築物配置図に記載してもよい。）

イ 表示内容（事前調査結果・届出事項）

⑬ 石綿濃度の測定計画

ア 測定箇所（②建築物配置図に記載してもよい。）

イ 石綿分析方法（準拠規格）、測定分析会社

ウ 測定時期（⑧工程表に、測定予定日を明記すること。）

※ 石綿濃度の測定を行わない場合は、石綿濃度の測定計画の添付は不要です。

（参考）石綿の飛散の状況についての監視義務（条例）

1 吹付け石綿面積 15 m ² 以上又は建築物等の延べ面積 500 m ² 以上の場合（配管保温材をグローブバッグ工法により除去する場合を除く ^(注) 。）	石綿濃度の測定・記録
2 1 以外の場合	目視による粉じんの飛散の状況の監視・記録

^(注) 除去作業の箇所が極めて多い場合や、長大なグローブバッグを使用して複数の作業員で同時に除去する場合など石綿飛散のリスクが高い場合は、石綿濃度の測定が必要です。

⑭ 発生する特別管理産業廃棄物（廃石綿等）の処理計画

ア 廃石綿等の発生量、処理方法、収集運搬業者、処分業者

イ 特別管理産業廃棄物管理責任者

ウ 現場内保管場所の位置を示す平面図（②建築物配置図に記載してもよい。）

⑮ 主な機材の仕様・性能が記載されたカタログ等（集じん・排気装置、HEPA フィルタ、微差圧計、エアシャワー、真空掃除機、エアレススプレーヤー、粉じん飛散抑制剤、粉じん飛散防止処理剤、デジタル粉じん計など）

⑯ 資格を証明する書類（除去後に取り残しがないこと等を確認する者、石綿濃度測定業者、特別管理産業廃棄物管理責任者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者、特別管理産業廃棄物処分業者）

4. 報告

作業終了後以下の項目について報告してください。

- (1) 実施工程表
- (2) 石綿濃度の測定結果
- (3) 作業前・中・後の写真
- (4) 廃石綿等に係る産廃マニフェスト（E票）の写し

※東京都作成（詳細については届出先にご確認ください）